



## 契約をやめることができる場合～契約関係の解消～

「契約」には法的な拘束力があるので、いったん成立すると、一方の都合だけで簡単にやめることはできません。しかし、消費者保護の観点から、契約関係を解消できる場合があります。

### 未成年者取消し（※18歳未満のみ）

未成年者が法定代理人（親権者など）の同意を得ずに契約した場合、未成年者本人または法定代理人は契約を取り消すことができます（未成年者取消権）。これには2つの役割があり、未成年者を消費者トラブルから守ってくれます。

#### 1. 消費者被害の救済（特効薬：後戻りの橋）

未成年者であるという理由だけで、あとから契約をなかったことにできる

#### 2. 消費者被害の予防（予防薬：防波堤）

未成年者と契約しても、取り消される可能性があるから、そもそもターゲットにされない

### クーリング・オフによる解除

消費者トラブルになりやすい取引について、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがあります。クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者に戻し、支払った代金は全額返金されます。

契約した日から

◎ 若者がトラブルにあいやすい販売方法とクーリング・オフ期間

販売方法	特徴	期間
訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス	不意打ち的に勧誘される（突然家に営業マンが来る、突然路上で呼び止められる、突然電話があり呼び出される）。	8日
継続的なサービス	語学教室・エステ・家庭教師・塾など7業種。自分から店へ行って契約した場合もクーリング・オフできる。	8日
連鎖販売取引（マルチ商法・ネットワークビジネスなど）	先輩、友人、知人から「すぐに利益が出る」、「人を紹介することでバックマージンが入る」などと誘われる。最初の名目は様々だが金銭的負担を求められる。	20日

《クーリング・オフの通知が、書面の他に電子メール等でも出来るようになりました》

具体的には ・電子メール ・USBメモリ等の記録媒体  
・事業者のウェブサイトに設ける専用フォーム ・FAX

※ 通知後は、送信メール、Webサイト上の専用フォーム画面のスクリーンショット、FAX送信履歴等の保存をしましょう

### 消費者契約法に基づく取消し

クーリング・オフができない場合でも、下記のように不当な勧誘によって締結させられた契約は、消費者契約法に基づいてあとから取り消すことができます。

- ・事実と違う説明をされた
- ・メリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった
- ・「帰って」と言っても営業マンに居座られて勧誘された
- ・「帰りたい」と言っても店から帰らせてくれず勧誘された



帰らせて  
けんがった  
なよ～



県内で、自宅固定電話に市役所職員を名乗る者から連絡がなされ、偽の銀行職員が訪問し、キャッシュカードを盗まれる、という被害が発生しています。

日頃から気をつけていても、いざ電話に出てしまうと、言葉巧みな犯人に騙されてしまうことがあります。

一番の防犯対策は「常に留守番電話設定にして相手と話さないこと」です。留守電ボタンを押すだけで対策できますので、もう一度、ご家庭の電話機の設定を見直してください。

対策は  
留守電ボタン  
押すだけよ



## 《災害後の住宅修理トラブルに注意しましょう》

自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があります。また、災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られます。

### <事例>

- 1 「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した
- 2 「県の防災部署から委託されている」と電話があり、県に確認すると無関係だった
- 3 雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約をしたら、受け取った保険金の50%が取られることが分かった



## ひとことアドバイス



- 契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討してください
- 不安をあおる勧誘を受けた場合は、業者の話だけを信じずに特に注意しましょう
- 契約する際には、工期や費用を十分に確認しましょう
- 「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートをする」と勧誘されたら要注意！
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、クーリング・オフできる場合があります。

### 9月・10月の消費生活法律相談

9月 8日(木) 13:30~15:30

10月 6日(木) 13:30~15:30

\*弁護士が無料でアドバイス(30分)

\*電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072